

地域子育て支援拠点運営事業者に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

令和8年9月30日をもって、保健福祉総合センター内、OPH 石橋テラス内にある地域子育て支援拠点の運営事業者との契約が終了することに伴い、同年10月1日以降、同施設にて次に掲げる事業を運営委託する事業者（以下「委託事業者」という。）を募集するものである。

○地域子育て支援拠点事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供、子育てに関する情報の収集及び提供等を実施することにより、子どもの健やかな育ちの支援を目的とするもの。

2 募集内容

3のいずれかの実施場所において、「池田市地域子育て支援拠点事業仕様書」に掲げる業務仕様書の内容を実現する方法について、提示する予算の範囲内で自由に企画提案することができる。業務仕様書に記載のない提案も、提案者が独自に企画して提案に盛り込むことを可能とする。

なお、交渉権者決定から契約までに、企画提案の内容に基づき業務仕様書（確定）として仕様を確定するものとする。

3 実施場所

- I. 池田市城南3丁目1番40号 池田市保健福祉総合センター内地上2階の一部分
- II. 池田市豊島北1丁目4番17号 OPH 石橋テラス内

4 委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間（ただし、1年以内ごとの単位で延長あり。）
契約締結後の準備期間（引っ越し、開設準備期間等）については、双方協議の上、決定する。

5 提案限度額等（本事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業に該当するため、契約に当たって消費税は非課税とする。）

- I. 池田市保健福祉総合センター内地域子育て支援拠点
3,892,000円
- II. OPH 石橋テラス内地域子育て支援拠点
4,206,000円

6 参加資格要件

- (1) 本事業について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、業務を遂行するにあたり関係法令を遵守するものとし、次に掲げる要

件の全てを満たす法人とする。

ア 池田市及び近隣市町で児童福祉事業の活動実績がある者であること。

イ アの事業において、法令に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと及び法令に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく再生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(ウ) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

(エ) 国税及び地方税を滞納している者

(オ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認の日から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 公募の開始 | 令和8年 6月24日（水） |
| (2) 見学会申込締め切り | 令和8年 6月29日（月） |
| (3) 見学会 | I. 保健福祉総合センター内地域子育て支援拠点
令和8年 7月 3日（金）
II. OPH 石橋テラス内地域子育て支援拠点
令和8年 7月 1日（水） |
| (4) 質疑の締め切り | 令和8年 7月 6日（月） |
| (5) 事業提案書等の締め切り | 令和8年 7月14日（火） |
| (6) プレゼンテーション | I. 保健福祉総合センター内地域子育て支援拠点
令和8年 8月 5日（水）
II. OPH 石橋テラス内地域子育て支援拠点
令和8年 8月 6日（木） |
| (7) 最優秀提案者決定 | 令和8年 8月中旬頃 |

8 手続等

- (1) 申込書類の提出

ア 提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時

※受付時間は土曜日、日曜日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (イ) 法人の概要・沿革（様式第2号）
- (ウ) 法人の所轄庁による監査・指導歴を示す書類（過去3ヶ年分）
- (エ) 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（交付から3ヶ月を経過していないもの）
- (オ) 決算書（直前3期分）
- (カ) 納税証明書等
 - ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ②都道府県税の未納の税額がないことを証明する証明書
 - ③法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書
- (キ) 誓約書（様式第3号）
- (ク) 事業提案書（様式第4号）
- (ケ) 見積書（精算内訳を費目ごとに区分して記載したもの）

ウ 提出方法

13の事務担当宛てに、持参又は郵送すること。（いずれの方法であっても、提出期限までに必着のこと。）

エ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は、写しでも可）

(2) 見学会について

ア 日程

I. 保健福祉総合センター内地域子育て支援拠点

令和8年7月3日（金）

II. OPH 石橋テラス内地域子育て支援拠点

令和8年7月1日（水）

※時間はいずれも10時～12時

イ 申込書提出期限

令和8年6月29日（月）

ウ 予約方法

13の事務担当宛てに、見学会申込書（様式第5号）を電子メールに添付して送付すること。この場合において、当該電子メールの件名は、「プロポーザルに関する見学会申込書」とすること。

エ 参加人数

見学会に参加できる人数は、3名までとする。

オ 質問について

見学会当日に口頭にての質問は一切受け付けない。質問がある場合は、下記（３）プロポーザルに関する質問及び回答の通りとする。

カ 設備、備品について

現地の設備、備品については、見学会にて現地確認を行うこと。

（３）プロポーザルに関する質問及び回答

プロポーザルに関する質問は、審査及び評価に係る質問は、一切受け付けない。

ア 提出期限

令和８年７月６日（月）午後５時

イ 提出方法

１３の事務担当宛てに、質問書（様式第６号）を電子メールに添付して送付すること。この場合において、当該電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

回答は全て取りまとめのうえ、速やかに池田市ホームページに回答を掲載する。なお、質問がなかった場合は、掲載しない。

９ 審査、評価及び選定方法

（１）プロポーザルにおける審査

プロポーザルにおける審査は、池田市送迎保育ステーション及び地域子育て支援拠点運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

（２）審査の実施

書面及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 実施日及び会場

（ア）実施日 I．保健福祉総合センター内地域子育て支援拠点

令和８年８月５日（水）

II．OPH 石橋テラス内地域子育て支援拠点

令和８年８月６日（木）

（イ）会場 プロポーザルに参加する者（以下単に「参加者」という。）に対し、別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき３０分（提案の説明２０分及び質疑応答１０分）程度

ウ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは、事業提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

（イ）参加者は、様式第４号（別紙）に記載する責任者（予定者）を必須とする。また、本事業に従事予定者の参画が望ましい。

（ウ）参加者は、提案の説明の際にプロジェクターを使用する場合は、事前にその旨を市に連絡しなければならない。

（エ）プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

エ 審査

事業提案書及びプレゼンテーションの内容について、委員会で定める基準により審査採点し、委託事業者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定するものとする。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い者から順位を附するものとする。

参加者が1事業者の場合、委員会で定める基準点を満たしていることを条件に選定を行う。

なお、選定結果は、審査の対象となった全ての参加者に対し、文書又は電子メールにより通知する。

また、選定結果についての異議の申立ては、一切受け付けない。

10 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 提出書類について、この公告に定められた提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) この公告に定められた方法以外の方法により、委員会の委員その他本市の関係者に対し、直接的又は間接的にプロポーザル手続に対する援助を求めたとき。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定した者と本事業に係る委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、9(2)エによる順位が高い者から順に、当該委託契約の締結のための交渉を行う。
- (2) 本事業に係る委託契約の締結のための交渉に当たっては、必ずしも事業提案書どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

12 その他

- (1) 事業提案書は、業務仕様書に定める事項に基づいて作成しなければならない。
- (2) プロポーザル手続への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの目的以外で使用しない。
- (4) 提出された書類について、池田市情報公開条例（平成16年3月31日条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (5) 参加者は、参加希望者の提出をもって、この公告及び仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。

13 事務担当

池田市 こども未来部 こども政策課

住所 〒563-8666 池田市城南1-1-1

電話番号 072-754-6252 FAX 072-752-9785

電子メール kodomo@city.ikeda.osaka.jp